

NEWS LETTER

October 2025 - Vol.55

CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、「化評法 - 既存化学物質共同登録」について理解を深めるために
ご要望の際に以下のように1：1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象：相談をご希望する企業
- 日程：お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語：3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法：要請により対面/非対面可能
- 所要時間：30～60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容：
 - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
 - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
 - 物質別の登録戦略策定
 - 物質別登録時の予想費用を算出
 - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
 - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
 - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイルが付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など	3
[気候エネルギー環境部例規第1号]化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定一部改正例規.....	3
[気候エネルギー環境部公告第2025-27号]「化学物質調査結果及び情報公開制度運営に関する規定」一部改正案.....	3
[気候エネルギー環境部公告第2025-28号]「化学物質確認除外基準」一部改正案行政予告	3
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	5
化学製品安全法(K-BPR)	6
法律の動向 - 改正・予告(案)など	6
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	7
木材用保存剤など第IIグループの殺生物製品承認申請のご案内.....	7
殺生物製品の直接提出機能に関するご案内	7
産業安全保健法(ISHA)	8
法律の動向 - 改正・予告(案)など	8
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど	9

化評法(K-REACH)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

[気候エネルギー環境部例規第1号]化学物質の登録及び評価等に関する法律の運営規定一部改正例規

主な内容

- イ. 化学物質登録・届出業務処理の明確化
 - 化学物質登録・届出書の受付時に製造・輸入規模など確認すべき事項の明示（第4条、第4条の2新設）
 - 化学物質登録など免除確認申請に関する処理規程の新設（第4条の3新設）
- ロ. 国外製造・生産者が選任した者の化学物質登録などに関する業務処理の明確化
 - 選任者が他の国外製造・生産者から同一の物質を輸入する場合における化学物質の登録などに関する業務処理規程を新設（第4条の4新設）
- ハ. その他
 - 行政機関の実績報告及び指導点検事項など運営上の不備事項の補完・整備（第3条、第6条～第9条、第12条及び別紙書式の改正）

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.10.15)

[気候エネルギー環境部公告第2025-27号]「化学物質調査結果及び情報公開制度運営に関する規定」一部改正案

改正理由

「化学物質管理法」の改正・施行(2025年8月7日)により、従来の有毒物質が人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質に細分化され、有害化学物質の範疇が変更されたことにより、化学物質調査結果の公開に関する事項に法令改正事項を反映させるために改正します。

主な内容

- イ. 統計調査及び排出量調査結果の公開対象化学物質のうち、有害化学物質を許可物質、制限物質、禁止物質及び有害化学物質に変更(案第2条)
- ロ. 従来の有毒物質を人体急性有害性物質、人体慢性有害性物質、生態有害性物質に区分し用語を整備(案別表1～別表3)

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.10.29)

[気候エネルギー環境部公告第2025-28号]「化学物質確認除外基準」一部改正案行政予告

改正理由

「化学物質管理法」および同法施行令の改正（2025年8月7日施行）により、有害化学物質の範囲が見直され、消費者が日常生活で使用する目的で輸入する人体等有害性物質などについては、輸入申告

が免除されることとなりました。これに伴い、実効性を失った条文を整理し、制度運営の効率化を向上させるために改正します。

主な内容

- イ. 「化学物質管理法」改正(2025年8月7日施行)により、有害化学物質の範囲が変更されることに伴い、適用の一貫性を確保するため用語を整備(案第2条第5号)
- ロ. 除外基準において例外として規定している「登録又は届出免除対象化学物質」の水和物及び個人が日常生活において消費する目的で輸入する有害化学物質についても、化学物質確認の除外基準に含める(案第2条第5号、第6号、第7号)。

参考資料

電子官報(<https://gwanbo.go.kr/>、告示日2025.10.29)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 10月化評法 - 国内動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

化学製品安全法(K-BPR)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 10月化学製品安全法 - 法律動向に関する内容はありません。

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

木材用保存剤など「第IIグループ」の殺生物製品承認申請のご案内

「化学製品安全法」第18条に基づき、2018年12月31日以前に国内で流通した殺生物物質（既存殺生物物質）について、製造者又は輸入者が届出を行った場合には、同法施行令第14条及び別表第1に基づき、当該殺生物物質の殺生物製品タイプ別に一定期間の承認猶予が付与されることとなっております。

木材用保存剤、その他の脊椎動物駆除剤及びその他の無脊椎動物駆除剤等、第IIグループに区分される殺生物物質の承認猶予期間（2024年12月31日）は既に終了しており、「化学製品安全法」附則第3条の規定により、第IIグループ殺生物製品の製品承認等に関する経過措置期間は2026年12月31日まで適用されます。

ついで、第IIグループ殺生物製品の製造者又は輸入者は、殺生物製品の承認審査におおむね1年以上を要することを考慮し、可能な限り2025年内に承認申請を行われるよう強く要請いたします。

併せて、第IIグループに該当する殺生物物質のうち、承認済又は現在審査中の物質一覧を「化学製品安全ポータル」のお知らせ欄に公表しております。

※ その他、承認申請システム及び相談窓口等の詳細については、下記リンク先の掲載資料をご参照ください。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.mcee.go.kr>>お知らせ>殺生物剤、登録日2025.10.16)

殺生物製品の直接提出機能に関するご案内

新しい化学物質安全ポータルでは、殺生物製品の承認申請の際、資料所有者が直接提出できる機能が追加されました。

1. 適用日：2025.10.17(金)から
2. 適用対象：殺生物剤の殺生物製品申請人と資料所有者
3. 適用内容：これは、旧 CHEMP サイトでもあったメニューであり、詳細は次のようになります。
 - (1) 申請人は「資料所有者の直接提出」を選択します。これは、資料所有者が資料公開を望まない場合に選択するメニューです。
 - (2) 資料所有者は受信したメールの URL を通じて承認申請資料を提出します。

参考資料

化学製品管理システム(<https://chemp.mcee.go.kr>>お知らせ>殺生物剤、登録日2025.10.20)

産業安全保健法(ISHA)

法律の動向 - 改正・予告(案)など

※ 10月産業安全保健法 - 法律動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 10月産業安全保健法 - 国内動向に関する内容はありません。